

本誌に収録する著作物の著作権について

本誌に掲載する著作物の著作権は著作者に属する。複製にあたっては、著作者の許諾を得なければならない。

本誌の出版に先立って、国際文化学部紀要編集委員会、社会福祉学部紀要編集委員会、看護栄養学部紀要編集委員会、および大学院論集編集委員会は、著作物の複製権および公衆送信権を行使することについて著作者の許諾を得た。

この許諾に基づき各編集委員会は、山口県立大学学術情報編集委員会が著作物を電子化して複製を行い、電子媒体に収録すると同時に山口県立大学ウェブページ上に公表することを承認した。

山口県立大学学術情報編集委員会は、本学ウェブページ上に公表した本誌の著作物を国立情報学研究所が紀要ポータルサイトに登録することを承認した。